

## 松戸市子育て情報サイト「まつど DE 子育て」 バナー広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、松戸市子育て情報サイト「まつど DE 子育て」（以下「まつど DE 子育て」という。）に掲載するバナー広告（「まつど DE 子育て」に掲載する画像のうち、広告主の指定する画面にリンクするものをいう。以下「広告」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告の範囲等)

第2条 掲載する広告の範囲等については、「松戸市広告掲載要綱」に基づくものとする。

### (公募)

第3条 市長は、「まつど DE 子育て」等により広告主を公募するものとする。

### (申込み)

第4条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、市長の定める期間内に、松戸市広告掲載要綱第8条に規定する第1号様式「松戸市広告掲載申込書」及び広告原稿（バナー画像）を提出しなければならない。

2 広告掲載の申込みは申込者1者につき1枠までとする。

3 広告原稿のデータ作成費用その他の申込みに必要な費用は、申込者の負担とする。

### (掲載期間)

第5条 申込者は、1ヶ月を単位とし、3ヶ月以上から最長24ヶ月まで申込みことができるものとする。また、再掲載は妨げない。

2 広告掲載は、原則として毎月第1開庁日の午前9時から翌月第1開庁日の午前9時までの1ヶ月を単位として行うものとする。

### (規制業種等)

第6条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しない。

(1) 政治団体

(2) 宗教団体

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業に該当又は類似するもの

- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に定める貸金業者
- (5) たばこ産業
- (6) ギャンブルにかかるもの
- (7) 社会問題を起しているもの
- (8) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中のもの又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続中のもの
- (10) 占い、運勢判断に関するもの
- (11) 興信所・探偵事務所等
- (12) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (13) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (14) 市税を滞納しているもの
- (15) 各種法令に違反しているもの
- (16) 行政機関からの行政処分を受け、改善がなされていないもの
- (17) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）並びにこれらの者と関係を有しているもの
- (18) その他市長が広告の業種又は事業者として不相当と認めるもの

（掲載基準）

第7条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 公共の福祉に反し、又はそのおそれがあるもの
- (2) 市の信用を失墜し、又はそのおそれがあるもの
- (3) 意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 公益社団法人日本通信販売協会が定めるガイドラインに違反するもの
- (5) 広告の目的、内容及び責任の所在が不明確なもの
- (6) 政治的、社会的問題について主義、主張等を述べたもの
- (7) 公の選挙又は投票の事前運動に該当し、またはそのおそれがあるもの
- (8) 宗教団体による布教推進及び集団利益を助長することを目的としたもの
- (9) 非科学的又は迷信に類するもので、広告の閲覧者を不安にさせ、又はそのおそれがあるもの
- (10) 国内世論が大きく分かれているもの

- (11) 人権侵害、人種・性別・職業・境遇・信条等による差別、財産権（知的財産権を含む。）の侵害、プライバシーの侵害、名誉毀損、信用毀損若しくは業務妨害となり、又はそのおそれがあるもの
- (12) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (13) 他を誹謗、中傷若しくは排斥し、又はそのおそれがあるもの
- (14) 暴力、犯罪を肯定若しくは助長し、又はそのおそれがあるもの
- (15) 残酷、醜悪、猟奇的な描写など、善良な風俗に反するようなもの
- (16) わいせつ性を連想若しくは想起させ、又はそのおそれがあるもの
- (17) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
  - ア 誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表現又は誤認を招くようなもの  
例：「日本一」「一番安い」「最安値」等
  - イ 射幸心を著しくあおるもの  
例：「今が最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
  - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
  - エ 虚偽の内容を表示するもの
  - オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
  - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
  - キ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告を掲載しようとする者又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (18) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
  - ア 水着姿及び裸体姿等で広告の内容に無関係で必然性がないもの
  - イ ギャンブル等を肯定するもの
  - ウ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (19) その他市長が広告として不相当と認めるもの

（リンク先のウェブサイトに関する基準）

第8条 市のホームページに掲載する広告だけではなく、当該広告がリンクしているウェブサイトの内容についても、その性質上可能かつ社会通念上合理的な範囲において、この要領を適用する。

(広告掲載規格)

第9条 広告掲載規格は、別表1のとおりとする。

(審査及び決定)

第10条 市長は、申込者の申込み内容を審査し、その内容が適切であると認めるときは、当該申込者を広告主として決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において、申込者数が広告掲載の枠数を超えたときは、掲載希望月数の多いものを優先し、当該月数が同一の場合には抽選により広告主を決定するものとする。

(承諾通知書)

第11条 市長は、広告主の決定後、申込者に対し松戸市広告掲載要綱第9条に規定する第2号様式「松戸市広告掲載申込結果通知書」を送付するものとする。

(広告掲載料)

第12条 広告掲載料は、1枠1ヶ月あたり3,000円(税込)とする。

2 広告掲載の決定通知を受けた広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を一括して前納するものとする。

3 広告掲載料は返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができるものとする。

(禁止行為)

第13条 広告主は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) サーバその他の市のコンピュータシステムに不正にアクセスする行為
- (2) 市の広告掲載業務の運営及び維持を妨げる行為
- (3) 市又は第三者に対し、財産権(知的財産権含む)・名誉およびプライバシーの侵害・誹謗中傷・その他不利益を与える行為又はその恐れのある行為
- (4) 広告の閲覧者のコンピュータに障害を及ぼす行為
- (5) その他市長が広告主として不適切と認める行為

2 広告主は、広告掲載に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(変更等)

第14条 広告主は、広告の内容を変更しようとするときは、その2週間前までに市長に連絡しなければならない。

2 広告内容の変更に必要な費用は、広告主の負担とする。

3 広告の内容又はその変更により第三者に損害等が生じた場合には、広告主が責任を負い、市は責任を負わないものとする。

(中止等)

第15条 市長は、広告主が次のいずれかに該当する場合には、広告掲載を中止し、又は広告掲載の承諾を取り消すことができる。

(1) 指定期日までに広告掲載料を納付しないとき。

(2) 指定期日までに広告原稿を提出しないとき。

(3) この要領又は松戸市財務規則(昭和57年松戸市規則第9号)その他の関係法令に違反したとき。

(4) その他市長が広告掲載を不適切と認めたとき。

2 広告主は、広告掲載期間中、広告掲載を取り止めようとする場合には、事前に市長に書面を提出しなければならない。

3 前2項の場合において市に損害が生じたときは、市は、広告主に対しその賠償を求めることができる。

(免責事項)

第16条 市は、システム障害、保守点検等により広告掲載を行わなかった場合においても、広告主に対し、広告掲載期間の延長、広告掲載料の還付、損害賠償の支払い等を行わないものとする。

2 市は、広告主が広告掲載に用いるサーバ、ソフトウェア等の障害、誤動作、業務停止等により損害を受けた場合においても、その責任を負わないものとする。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 この要領は、平成28年12月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表 1

### 広告掲載規格

規格（1 枠につき）
大きさ 縦 60 ピクセル 横 150 ピクセル
容量 20 キロバイト以内
コントラスト 文字色と背景色とのコントラスト（明度差）を十分なものとする
解像度 文字・イラスト等の解像度を高め、鮮明なものとする
背景 背景に模様・写真等を用いる場合は、文字の周囲を縁取り、読みやすいものとする
アクセシビリティ Web アクセシビリティ（高齢者・障害者等配慮設計指針をいう。）に準拠した静止画のもの

### 掲載できないバナー画像

1. アラートマーク・アニメーション又はフラッシュ等点滅するもの
2. 反転表示または画面の切り替えがあるもの
3. テキストボックスが表示されているもの
4. プルダウンメニューが表示されているもの
5. 閉じる・いいえ・キャンセル等のボタン又はラジオボタンを使用するもの
6. 「まつど DE 子育て」と類似の色調又は字体を使用するもの
7. インターネットアンケート・教育相談等、市政を連想させる表示を行うことにより、市の事業と誤解される恐れのあるもの
8. その他市長が不適切と認めるもの

第1号様式

年 月 日

松戸市広告掲載申込書

(あて先) 松戸市長

松戸市広告掲載要綱第8条の規定により、下記のとおり申込みます。なお、広告掲載にあたっては松戸市広告掲載要綱に従います。

(申込者) 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名  
電話番号  
電子メール  
担当者氏名

記

- 1 広告名称 「まつどDE子育て」のバナー広告
- 2 掲載期間 年 月 日から  
年 月 日まで ( ヶ月 )
- 3 広告掲載料 円 ( 内訳: 3,000円 × ヶ月 )
- 4 広告内容 別添のとおり
- 5 リンク先のホームページアドレス (URL)

---

6 その他誓約事項

- ・バナーの広告掲載にあたっては、松戸市子育て情報サイト「まつどDE子育て」バナー広告掲載取扱要領(令和5年4月1日施行)に従います。
- ・上記バナー広告掲載取扱要領第6条及び第7条の規定に該当しません。
- ・松戸市が申込者及び広告主の市税滞納状況調査を行うことに同意します。

第2号様式

松 第 号  
年 月 日

松戸市広告掲載申込結果通知書

様

松戸市長

松戸市広告掲載要綱第9条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 広告名称 「まつど DE 子育て」のバナー広告
- 2 掲載の可否 承諾・不承諾
- 3 掲載面(場所・区画)
- 4 掲載期間 年 月 日から  
年 月 日まで(ヶ月)
- 5 広告掲載料 円(内訳:3,000円×ヶ月)
- 6 備考  
(不承諾の場合は、その理由)

※なお、松戸市子育て情報サイト「まつど DE 子育て」バナー広告掲載取扱要領第5条に規定する広告掲載時間は、更新作業上、多少前後します。

令和5年4月1日

松戸市広告掲載申込書（記入例）

（あて先）松戸市長

松戸市広告掲載要綱第8条の規定により、下記のとおり申込みます。なお、広告掲載にあたっては松戸市広告掲載要綱に従います。

（申込者）

住所又は所在地	千葉県松戸市根本387-5
氏名又は名称	株式会社〇〇〇〇
代表者名	松戸 〇〇
電話番号	047-366-1111
電子メール	===@===.co.jp
担当者氏名	□□部 〇〇 〇〇

記

- 1 広告名称 「まつどDE子育て」のバナー広告
- 2 掲載期間 令和5年 4月 1日から  
令和5年 9月30日まで（6ヶ月）
- 3 広告掲載料 18,000円（内訳：3,000円×6ヶ月）
- 4 広告内容 別添のとおり
- 5 リンク先のホームページアドレス（URL）  
<http://www.sample.sample.jp>
- 6 その他誓約事項
  - ・バナーの広告掲載にあたっては、松戸市子育て情報サイト「まつどDE子育て」バナー広告掲載取扱要領（令和5年4月1日施行）に従います。
  - ・上記バナー広告掲載取扱要領第6条及び第7条の規定に該当しません。
  - ・松戸市が申込者及び広告主の市税滞納状況調査を行うことに同意します。